

遅延理由書

令和 4 年 10 月 10 日

在マイアミ日本国総領事殿

国籍喪失

外務 太郎 の 婚姻／離婚 届は法定期間内に届出るべきところ、在外公館に届出ができることを知らなかった・法定期間を知らなかった・婚姻証明書の入手に時間がかかった ため今日まで届出が遅れました。

つきましては、上記事情御了解の上、届出の受理をお願い致します。

氏名 外務 太郎